

居宅介護支援事業所なでしこ 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会が開設する居宅介護支援事業所なでしこ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的、一体的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び地域包括支援センターから委託を受けて行う介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の週所定の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第5条 事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅介護サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成し提示する。
 - (2) 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。
 - (3) 当該要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。
 - (4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。
- 2 介護支援専門員は、事業所の相談室及び利用者宅その他の必要と認められる場所において利用者の相談を受けるものとする。
 - 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、利用者のニーズを把握するために、必要な課題分析票を用いて行うものとする。
 - 4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、事業所の会議室及びその他必要と認められる場所において、当該サービス担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。
 - 5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1回以上利用者を訪問するものとする。
 - 6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。
 - 7 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり20円を加算した額を徴収する。

- 8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市とする。

(苦情処理)

第7条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し必要な対策を講じるものとする。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年3月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。